

災害廃棄物処理に向けた環境省の取組

令和5年5月

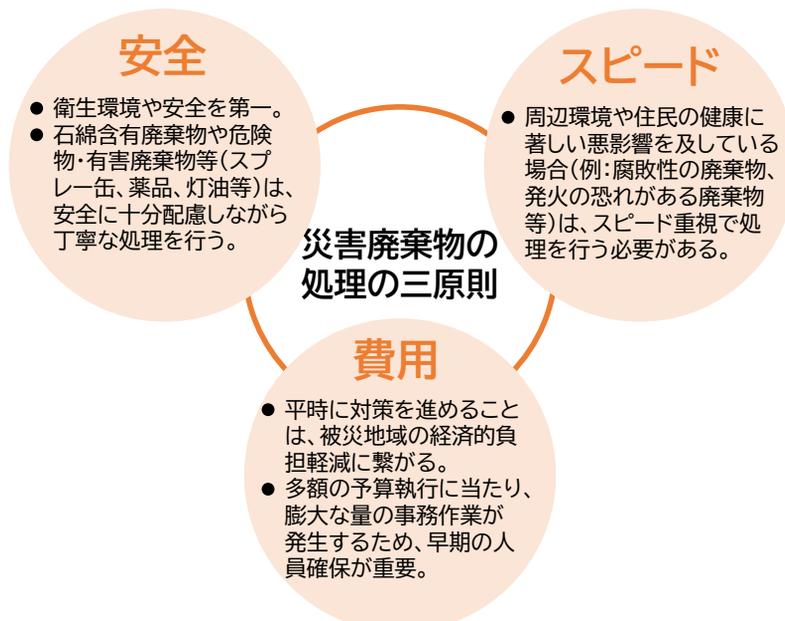


環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

災害廃棄物処理の三原則(安全、スピード、費用への配慮)

災害廃棄物の処理は、被災した住民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたることが重要。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねない。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、分別・リサイクルを推進することは、安全・スピード・費用負担の改善につながる。

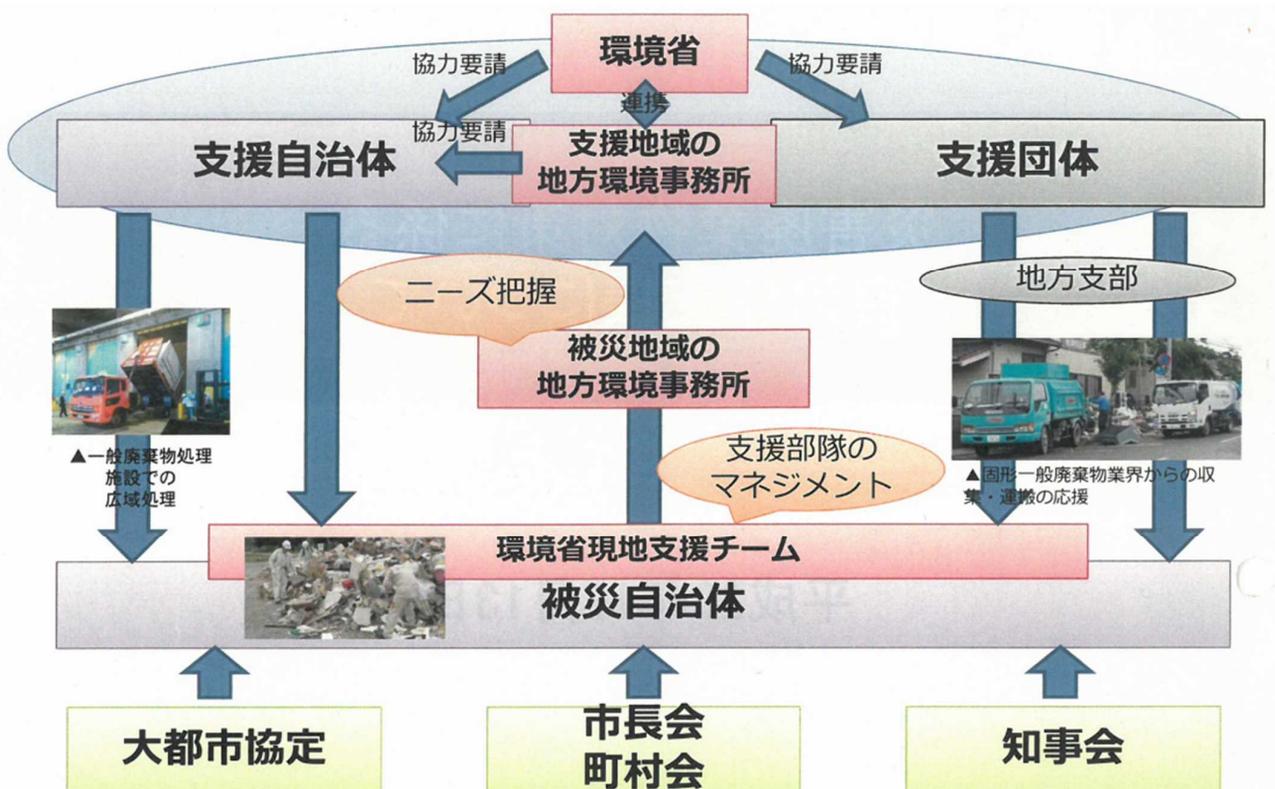


1. 災害時の取組

2. 平常時の取組

2

環境省による災害時の自治体支援スキーム

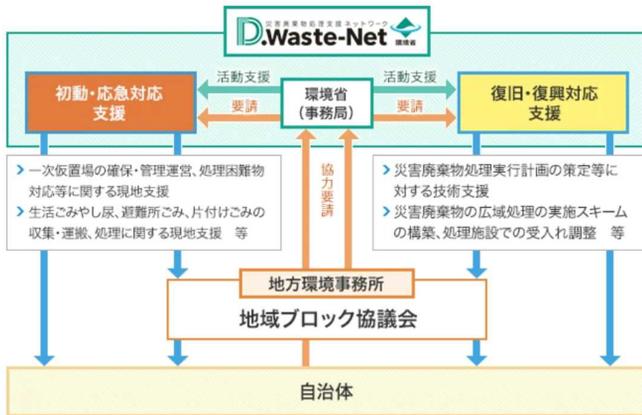


3

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の支援体制

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上に繋げるため、研究専門機関や関連民間事業者などを中心とした人的なネットワーク。

災害時は、初動・応急対応(初期対応)と復旧・復興対応(中長期対応)ごとに、人員や資機材の派遣などを行っている。



【D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み】



<支援申請手順>

1. 被災自治体から環境省(近畿地方環境事務所宛)に協力要請(メール・電話)を行う。
2. 近畿地方環境事務所から本省宛てに協力要請を行う。
3. 本省はD.Waste-Net構成団体に対し、被災自治体への活動要請を行う。
4. D.Waste-Net構成団体が被災自治体へ支援に入る。

※支援を要請できる具体的な基準は設定していない。

※被災規模等により、自治体に連絡(承知)をとった上で、プッシュ型支援を行う場合もある。

※支援は派遣調整を開始してから、最低でも3~4日程度は必要。(支援の可否を把握する期間も含めると1~2週間程度は必要。)

災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の構成員・実績

メンバー(令和2年4月現在)

活動実績

初動・応急対応	復旧・復興対応
(1)研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(一社)廃棄物資源循環学会 ○(公財)廃棄物・3R研究財団(専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター ○(公社)日本ベストコントロール協会 ○(公社)におい・かおり環境協会 ○(公財)自動車リサイクル促進センター (2)一般廃棄物関係団体 (自治体) ○(公社)全国都市清掃会議 (民間) ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○(一社)全国清掃事業連合会 ○(一社)日本環境保全協会 (五十音順)	(1)研究・専門機関 (研究機関・学会) ○(国研)国立環境研究所 ○(公社)地盤工学会 ○(一社)廃棄物資源循環学会(専門機関) ○(一財)日本環境衛生センター (2)廃棄物処理関係団体 ○(一社)環境衛生施設維持管理業協会 ○(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会 ○(一社)セメント協会 ○(公社)全国産業資源循環連合会 ○(一社)泥土リサイクル協会 ○(一社)日本環境衛生施設工業会 ○(一社)日本災害対応システムズ (3)建設業関係団体 ○(公社)全国解体工事業団体連合会 ○(一社)日本建設業連合会 (4)輸送等関係団体 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会 (五十音順)

発生年月	災害名
平成27年9月	平成27年9月 関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年 台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年 鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年 糸魚川市大規模火災
平成29年7月	平成29年7月 九州北部豪雨
平成30年6月	平成30年 大阪府北部地震
平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成30年9月	平成30年 北海道胆振東部地震
令和元年8月	令和元年8月の前線に伴う大雨
令和元年9月	令和元年房総半島台風
令和元年10月	令和元年東日本台風
令和2年7月	令和2年7月豪雨
令和3年8月	令和3年8月豪雨
令和4年8月	令和4年8月大雨
令和4年9月	令和4年台風15号

災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の制度概要

災害廃棄物処理を経験した自治体職員の現場視点での支援が復旧・復興に大きく貢献したことを受け、支援員情報(人数・専門性)を集約し、状況に応じた支援が行えるように制度化したもの。

具体的には、環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録する。

災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。

<災害廃棄物処理支援員による活動内容>

- 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等



地方公共団体職員による災害廃棄物処理の支援の様子
(写真提供:東京都)

6

災害廃棄物処理支援員支援実績(令和4年8月3日からの大雨)

派遣期間	被災自治体	支援自治体	支援内容
8月16日(火)~20日(土)	青森県鱒ヶ沢町	神奈川県横浜市(1名)	仮置場の適切な運用に向けた助言
8月24日(水)~26日(金) 10月13日(木)~15日(土)	石川県小松市	長野県佐久市(1名)	災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援
8月26日(金)~28日(日)	新潟県村上市 関川村	千葉県館山市(2名) 千葉県鋸南町(1名)	損壊家屋解体撤去支援 災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援
8月31日(水)~9月2日(金)	福井県南越前町	長野県長野市(1名)	災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援



鱒ヶ沢町の支援を行う横浜市職員
※環境省撮影



小松市の支援を行う佐久市職員
※環境省撮影



村上市、関川村の支援を行う
館山市、鋸南町職員
※館山市提供

7

災害廃棄物処理支援員支援実績(令和4年台風15号)

派遣期間	被災自治体	支援自治体	支援内容
10月24日(月)～31日(月)	静岡県川根本町	栃木県栃木市(1名)	損壊家屋の撤去事業や災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成等の支援



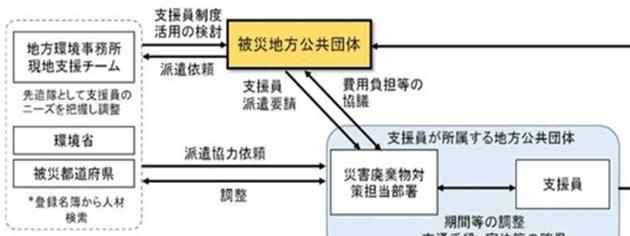
静岡県川根本町の支援を行う栃木県栃木市職員(令和4年台風第15号)※環境省撮影

○今後の災害廃棄物処理の流れ

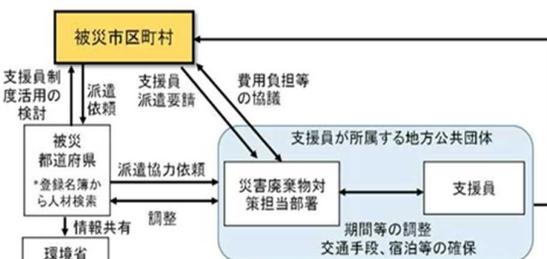
	9月	10月			11月		
	23日	上	中	下	上	中	下
令和4年台風15号	発生						
仮置き場							
- 仮置き場開設期間		10/3			11/11閉鎖		
- 災害ごみ搬出					搬出		
土砂仮置き場							
- 仮置き場開設期間		10/3			10/31閉鎖		
- 土砂混合廃棄物分別					分別		
- 土砂混合廃棄物搬出					搬出		
					※土砂混合廃棄物について、建設部門と処理方法について協議してください。		
公費解体							
①公費解体の実施決定					・公費解体の実施決定		
②解体様式の推計					・解体様式の推計		
③解体工事費額の積算					・解体工事費額の積算		

災害廃棄物処理支援員が作成した災害廃棄物処理の流れ(作成例)

災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の支援体制



【国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合の流れの例】



【被災都道府県内で制度を活用する場合の流れの例】



災害廃棄物対策情報サイト(人材バンク)

<支援申請手順(上図の場合)>

1. 地方環境事務所現地支援チーム(以下、支援T)から被災地方公共団体(以下、被災自治体)に本制度の活用検討を依頼。(※被災自治体が判断できる場合は省略)
2. 被災自治体から支援Tに派遣依頼を実施。
3. 環境省及び被災府県にてマッチングを実施。
4. 支援T等から支援員が所属する地方公共団体(以下、支援員自治体)に派遣協力依頼を実施。
5. 支援員自治体から支援T等に協力の承諾。
6. 支援Tから被災自治体に派遣者に係る情報提供を実施
7. 被災自治体が支援員自治体に支援員の派遣要請(様式5を用いて実施。)
8. 支援員自治体から支援員が派遣。

※支援基準は、被災自治体が平常時体制で不可と判断したとき

※様式5の提出の時間がないときは、電話等で連絡し後日様式を提出

防衛省・自衛隊と環境省との連携対応マニュアル(令和2年8月)

近年の大規模災害において、環境省と自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。

環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で作成し、自衛隊の活動の効果を最大化し、災害廃棄物の撤去を加速化し、被災地の復旧・復興に繋げる。

関係機関の役割分担の明確化

- 発災時の現地調整会議の開催
- 関係機関の「顔の見える関係性」構築
- 自衛隊の活動終了の手順 など



長野県長野市における
自衛隊による撤去



栃木県大平町における
自衛隊による撤去

災害関係の補助金制度

環境省における災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

災害等廃棄物処理事業

【概要】

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

【対象となる事業主体】

市町村等(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

【補助率】

災害廃棄物の処理に要した総事業費の1/2

【補助根拠】

廃棄物処理法 第22条
廃棄物処理法施行令 第25条

廃棄物処理施設災害復旧事業

【概要】

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業に係る費用について、「廃棄物処理施設災害復旧事業補助金」により被災施設等を財政的に支援。

【対象となる事業主体】

都道府県、市町村等(一部事務組合を含む)所有の廃棄物処理施設

【補助率】

被災施設の原状回復等に要した総事業費の1/2

【補助根拠】

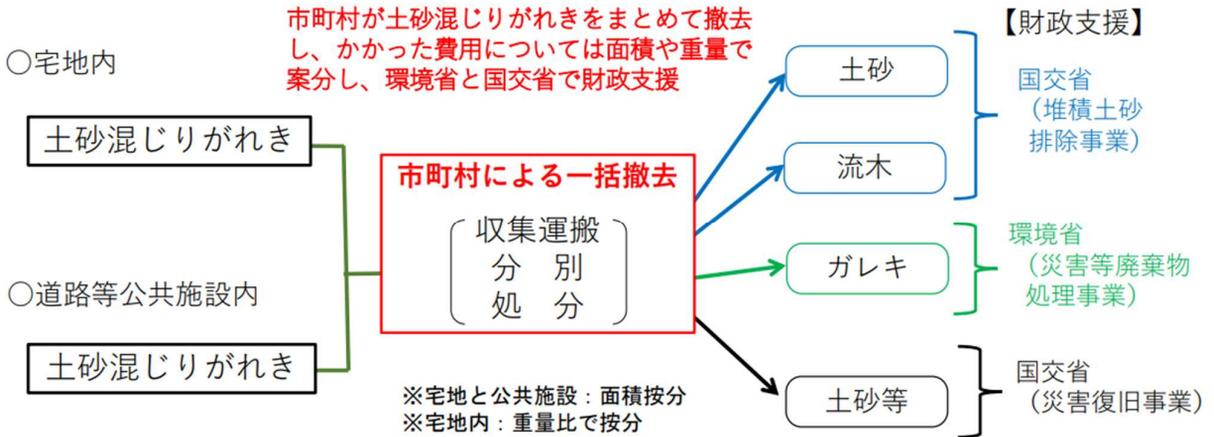
平成26年度予算から当初予算に計上

国土交通省との連携(廃棄物・土砂一括撤去スキーム)

- 水害により、同一宅地内に「土砂（国交省所掌）」と「がれき（環境省所掌）」が混在して堆積する事態が発生。
- 市町村が、国交省と環境省に別々に申請し、撤去等の処理を分割発注することは非効率かつ不経済。
- 土砂混じりがれきの処理の遅れが、復旧・復興の遅れにつながる恐れ。

事業概要

- ・被災者の生活の早期再建に向け、国土交通省と環境省が連携して、廃棄物・土砂の一括撤去を支援。
- ・申請のワンストップ化や申請書類の簡素化により、被災市町村の事務負担を軽減。



12

1. 災害時の取組

2. 平常時の取組

13

災害廃棄物対策の推進

- 全国レベルでは、環境本省が災害廃棄物の技術的検討を実施
- 地域ブロックレベルでは、地方環境事務所が地域ブロック協議会を設置の上、自治体間の情報共有や人材育成、実効性確保のための事業を実施
- 自治体レベルでは、地方環境事務所のモデル事業等により、災害廃棄物処理計画の策定や処理体制の整備等の支援を実施

全国レベルの取組

- ・ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- ・ 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- ・ 廃棄物処理体制の整備(施設整備を含む)
- ・ ブロックを超えた連携の推進
- ・ 災害廃棄物処理に関する技術開発
- ・ D.Waste-Netによる支援体制の構築 など

地域ブロックレベルの取組

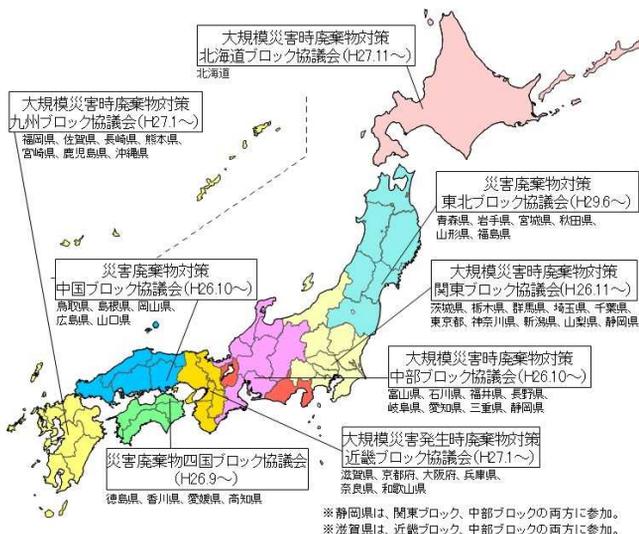
- ・ 大規模災害における災害廃棄物対策行動計画の策定
- ・ 災害廃棄物対策の取組事例の共有
- ・ セミナーや人材交流等の人材育成 など

自治体レベルの取組

- ・ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- ・ 廃棄物処理体制の整備(施設整備を含む)
- ・ 人材育成・確保、災害協定の締結 など

地域ブロック協議会

- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、地域ブロック協議会を全国8箇所に設立。
- 平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定、地域ブロックにおける共同訓練の開催、自治体への処理計画の策定支援や訓練への協力を実施。



【活動内容】

- ① 地域ブロック協議会の運営
- ② 地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成
- ③ 自治体等向けセミナー・見学の実施
- ④ 自治体の災害廃棄物処理計画策定支援
- ⑤ 地域ブロックにおける共同訓練の実施
- ⑥ 地域ブロック内における実態の基礎調査・技術調査
- ⑦ 発災した災害に関する災害廃棄物処理に関する記録集等の作成

【構成】

- ・ 環境省
- ・ 関係省庁の地方支部局
- ・ 都道府県、主要な市町村
- ・ 廃棄物処理事業者団体
- ・ 地域の専門家 等

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

近畿における地域ブロック協議会の取組

概要

【設立】

平成27年1月

【目的】

近畿ブロックにおいて、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討し、行動計画策定に結び付けること

【構成員】

- ・ 府県(6)、政令市・中核市(18)、推薦市町(7)
- ・ 関係機関(近畿地方整備局、フェニックスセンター、大阪・兵庫・和歌山産業資源循環協会)(5)
- ・ オブザーバー(近畿財務局、関西広域連合広域防災局、鳥取県、徳島県)(4)

【学識経験者】

- (座長)京都大学大学院地球環境学 准教授 浅利 美鈴、◎3R研究財団 高田 光康 ◎神戸大学 准教授 田畑 智博 ◎龍谷大学 講師 水原 詞治

令和5年度の主な活動予定

【1. 協議会運営・調査等】

- ・ 協議会(2回)
- ・ 府県WG(3回程度)
- ・ 政令市・中核市WG(2回程度)
- ・ 推薦市町WG(1回程度)
- ・ 有識者WG(1回程度)
- ・ 民間団体との意見交換(3団体程度)
- ・ 調査の実施情報伝達訓練の在り方検討
- ・ 大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

【2. 人材育成】

- ・ 初任者向け、課題別研修会(2回)

【3. 自治体を対象とした業務】

<府県及び市町村等の災害廃棄物処理における実効性確保に向けた業務>

- ・ 滋賀県
- ・ 京都府京田辺市
- ・ 大阪府及び大阪市

近畿ブロックにおけるモデル事業の実施状況

令和2年度までは市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援を目的としていたが、策定率が6割を超えたことから、住民啓発や仮置場調査・収集運搬戦略等の計画実行性を確保するためのモデル事業に重心を移して取組を進めている。

事業名	住民啓発モデル事業		実効性確保モデル事業		府県提案型モデル事業	
	事業数	自治体等数	自治体等数		自治体等数	
R4	1	3	3		5	
R3	3	3	2		-	
R2	3	7	-		-	
合計	7	13	5		5	

事業名	災害廃棄物処理計画策定モデル事業		処理困難廃棄物適正処理モデル事業		図上演習モデル事業		BCP策定モデル事業	
	事業数	自治体等数	事業数	内容	事業数	開催数	事業数	内容
R2	4	31	0	-	0	0	2	広域海面埋立事業の継続と焼却工場
R1	3	25	0	-	1	2	1	広域海面埋立事業
H30	10	10	0	-	2	2	0	-
H29	5	18	1	主に水産地域	1	2	0	-
H28	3	5	1	主に工業地域	-	-	0	-
H27	0	-	0	-	-	-	0	-
合計	25	89	2	-	4	6	3	-

市区町村の災害廃棄物処理計画の策定状況(速報値)(令和4年度末)

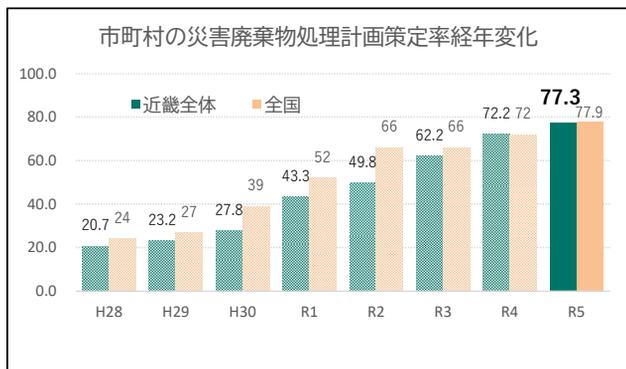
表 災害廃棄物処理計画人口別策定率比較

人口規模	近畿全体		
	自治体数	策定数	策定率
全体	198	153	77.3%
50万人以上	5	5	100%
うち政令市	4	4	100%
10万人以上～50万人未満	37	34	91.9%
5万人以上～10万人未満	43	35	81.4%
5万人未満	113	79	69.9%

災害廃棄物処理計画策定率の2025年度目標値

[都道府県] 100%
[市区町村] 60%

※近畿2府4県については既に達成済み



近畿ブロックの災害廃棄物処理計画の策定団体は8割弱で、昨年度から着実に増加

近畿全体の策定割合は、昨年度(72%、143団体)から5ポイント増加(77%、153団体)した。なお、参考値として、昨年度の全国平均は(72%、1,252団体)であった。

策定率が増加した府県として、滋賀県は(94.7%、18団体)、京都府は(73.1%、19団体)、大阪府は(76.7%、33団体)、兵庫県は(75.6%、31団体)となっている。

なお、災害廃棄物処理計画の改訂状況は、近畿の市町村では13%(18団体)が「改訂有り」であった。

18

モデル事業の実施一覧(令和4年度)

- **【実効性確保モデル事業】**
市町村における発災時の災害廃棄物処理の実行性確保のため、災害廃棄物処理計画の改訂や初動対応マニュアル等の作成を行う。
- **【住民啓発モデル事業】**
平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する事業を行う。
- **【府県提案型モデル事業】**
各府県内の市町村の実効性確保に向けて、各地域の実情に精通している府県にモデル事業を提案いただくことで、各地域の状況に応じた効果的な事業を行う。

事業名	自治体名	事業内容
実効性確保モデル事業	大阪府門真市	災害廃棄物処理基本計画(改訂案)の作成など
	大阪府交野市	市町村向け災害廃棄物処理にかかる初動時対応マニュアル(案)の作成など
	大阪府岬町	市町村向け災害廃棄物対応マニュアル(案)の作成
住民啓発モデル事業	滋賀県甲賀市	災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成
	京都府宇治市	住民用搬出マニュアル作成、家庭内退蔵品の排出模擬訓練実施など
	大阪府摂津市	災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成
府県提案型モデル事業	滋賀県	仮置場設置・運営・管理模擬訓練
	大阪府	①ボランティア&市町村合同研修訓練の実施と連携 ②仮置場調査実施に基づく片付けごみ対応マニュアル作成
	兵庫県	仮置場候補地現地調査及び設置・運営・管理模擬訓練
	奈良県	災害廃棄物対策事務処理マニュアル作成
	和歌山県	仮置場候補地現地調査及び運営管理方法検討

19

住民啓発モデル事業(京都府宇治市)

【事業内容】

住民用搬出マニュアル作成、家庭内退蔵品の排出模擬訓練実施など

【概要】

自治会単位で住民の家宅における退蔵品等を災害廃棄物と見立て、集積所への排出模擬実験を実施した。排出用の集積所を具体的に仮選定し、収集運搬についての課題抽出を行うとともに、便乗ごみ・不法投棄の防止に対する認識の浸透を図った。

【訓練の流れ】

- ① 住民の方が、自宅から集積所まで、事前に回答した片付けごみ(退蔵品)を搬出。
(お手伝いを希望された方には、市及びボランティアを派遣し、運び出し作業を支援。)
- ② 片付けごみの集積所への運搬。
(基本は車両や台車、徒歩での運搬とし、①と同じく希望された方には、市の収集車両を使用して運搬。)
- ③ 集積所へ搬入。
- ④ 宇治市廃棄物担当職員が、集積所から一次仮置場へ運搬。



①退蔵品の排出



②集積所への運搬



③集積所への搬入



④一次仮置場への運搬

20

住民啓発モデル事業(京都府宇治市)

【訓練動画】

自宅からの退蔵品(災害廃棄物と見立てたもの)の排出時の様子



21

住民啓発モデル事業(京都府宇治市)

【ボランティアなどの意見】

<課題>

- 高齢で一人暮らしの所のごみ出しが、補助がなければ出せないで、近くの人声かけが必要。
- 高齢者に対する搬出・搬入の方法の周知が必要。
- 水害時電気は切れる。ヘッドライトが必要。
- 家具を出すために分解が必要になる可能性があるため、ドライバーなど簡単な道具は持参する。
- 水を含んだ重量物(タタミやマットレスなど)を運ぶための人数が必要。ボラセンのマッチング時に考慮が必要。
- そもそも日頃から不要物を減らす活動が必要。

【住民などの意見】

<訓練に参加して、どのように災害に備えるか、訓練の感想など>

- 日頃から不要物を溜め込まずに小まめに分別・処分しておく。
- 大地震による家屋の倒壊や大規模水害に備えて、家具の固定の他、不要な物の整理や重い物の置き場などを見直す。
- 浸水までに時間があるなら、できるだけ濡れないように階上に移動するしかない。
- 災害に備え、事前の情報収集。
- 地域の人々とのつながりを大切にしたい。

22

府県提案型モデル事業(滋賀県)

【事業内容】

仮置場設置・運営・管理模擬訓練

【概要】

災害時に市町職員が迅速な災害廃棄物処理対応が可能となることを目的として、図上訓練及び模擬訓練を実施した。図上訓練で仮置場の必要資機材・レイアウト等の検討を行った上で、現地において仮置場の設置から災害廃棄物(※段ボールを用いて)の搬入・搬出のシミュレーションを実施した。

【訓練の流れ】



①仮置場レイアウト検討



③仮置場への搬入



②仮置場設置



④仮置場からの搬出

23

府県提案型モデル事業(滋賀県)

【訓練動画】

仮置場への災害廃棄物搬入の様子



24

府県提案型モデル事業(滋賀県)

【参加者からの意見】

<仮置場レイアウトの検討における気づき>

- 積み下ろしの順番や火災事故を考慮した配置など、考えることが非常に多いことに気づいた。また、あらかじめ決めておく重要な部分(例えば、受入搬入物、受付時の確認方法、動線など)が多いことにも気づいた。

<仮置場設置訓練における気づき>

- 実際に仮置場を作る中で部材が足りない事や車両の転回スペースが小さいことなど問題点が見えてきた。
- 来場者に分かりやすいレイアウトや表示が必要だと感じた。机上と実践では会場への目線が違うことに気づいた。

<搬入訓練における気づき>

- 受付に時間がかかること、人員が想像以上に必要であることが課題だと感じた。また、搬入できないもの等、基準を明確にしておくことも重要。
- 受付に時間を要すると大渋滞が起きる。誰が受付しても同じ誘導ができるようなマニュアルが必要であると感じた。

<搬出訓練における気づき>

- 会場の大きさや道幅によって、入場できるトラックの制限があることが分かった。それに合わせてコンテナの位置や廃棄物の整理も必要であると感じた。

<振り返り>

- 学ぶことも多かったが、多くの課題にも気づいた。特に予定している仮置場ごとのレイアウトを決定しておく、持ち込める廃棄物を検討しておく、受付マニュアルの整備をしておく、など平時から行えることもあるので、やることはやっておくことが大事であると感じた。

25

[参考]石川県珠洲市での現地状況

【概要】

令和5年5月5日に石川県能登地方を震源とする地震により、同県珠洲市において最大震度6強が発生し、住家等に被害(全壊、半壊、一部損壊)が生じている。

【現場状況】



珠洲市内の神社の様子



クリーンセンター内のストックヤードの様子

26

[参考]石川県珠洲市での現地状況

【現場状況】



仮置場の様子(既に閉鎖済み)



仮置場の様子(既に閉鎖済み)

27

【参考】石川県珠洲市での現地状況

【仮置場の状況】

- 珠洲市では、仮置場を2ヶ所開設(※うち1ヶ所は既に閉鎖)している。
- 珠洲市では、災害廃棄物を8区分に分類していた。
(①瓦、②コンクリート、③可燃粗大ごみ(木製・プラスチック製の家具など)、
④角材・柱材・板材、⑤ガラス・陶磁器くず、⑥壁材、⑦金属くず、⑧家電リサイクル)
また、リチウムイオン電池などは必ず電池を抜く、産廃や危険物・有害物などは搬入不可としていた。
- 仮置場での特徴的な取組として、「受付は珠洲市で対応しており、受付以外の対応は、石川県職員や珠洲市以外の市町(組合含む)などが対応」を行っていた。
 - これは、令和4年に同県小松市において発生した水害において、「石川県が主体となり、市町職員に対しOJTも兼ねた仮置場支援の依頼を行い、支援の申出があった市町職員を迅速に割振りした」という経験が基になっているとのこと。
- 仮置場に搬入されている災害廃棄物として、「布団類」が目立った。
 - 水害ではなく、地震で布団類が仮置場に搬入されていることに関して、珠洲市職員によれば、「珠洲市は、家が大きく高齢世帯が多いため、納屋や蔵にしまったままのものが出来たのではないかとのことだった。そのため、平時からの退蔵品処理に向けた取組を進めていくことが、発災時の災害廃棄物を減らすことに繋がる。」

28

【参考】石川県珠洲市での現地状況

5月19日(金)から地震により発生した大きなごみの受入れ場所が変わります

地震で発生したごみ以外は持ち込めません。

■ 期間：5月19日(金)～ ※終期は別途ご案内します。
■ 時間：9:00～16:00
■ 場所：ジャンボリー跡地(鯖島町)
■ ごみの分別：①から⑧の順に降ろせるように分別して積み込んでください。
分別されていないものは、受け入れできません。

① 瓦
② コンクリート
③ 可燃粗大ごみ(木製・プラスチック製の家具など)
日常生活で発生したごみは持ち込めません。
資源ごみ(紙類・ペットボトル等)は、収集日にごみステーションへ出してください。
④ 角材・柱材・板材(廃木材)
木材としてリサイクルします。異物は除いてください。
⑤ ガラス・陶磁器くず
⑥ 壁材(スレートなど)
⑦ 金属くず
⑧ 家電リサイクル 地震で使えなくなったものに限りです。

注意事項

- ◆ 日常生活で発生したごみは、通常の収集日に、ごみステーションに出してください。
- ◆ 充電式バッテリー(リチウムイオン電池等)内蔵の電化製品については、必ず電池を抜いてください。
- ◆ 次のものは、持ち込みできません。
産業廃棄物、タイヤ、消火器、薬品類、危険物(スプレー缶・ライター)有害物(電池類)など

※ ご自身で運び込めない方は、珠洲市環境建設課までご相談ください。

お問い合わせ 珠洲市 環境建設課 電話 82-7743 (裏面へ)



地震により発生した ガラス・陶磁器くずなどの臨時収集について

- 期間：令和5年5月31日(水)まで
- 場所：お住いの地域のごみステーションかごの横に置いてください。
- ごみ出しできるもの：ガラスくず・陶磁器くず・瓦くず・崩れた壁土など
- ごみの出し方：透明または半透明の袋に入れてください。
(袋が破れる場合は、内側に紙などを敷いてください。)

29

ご清聴ありがとうございました

本日説明したスライドの内容は、以下から確認できます。
また、令和4年度に本省が作成した災害廃棄物対策関連資料も併せて掲載いたします。

本日の説明スライド資料(左側)		令和4年度に本省が作成した資料(右側)	
災害廃棄物処理支援員制度(D.Waste-Net)		災害廃棄物処理体制と業務(リーフレット) (災害廃棄物の担当者が、平時からの備えとして整理しておくべき体制や把握しておくべき業務の流れ等を4ページに凝縮して整理したもの)	
災害廃棄物処理支援員制度(D.Waste-Net)の活動実績		災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン (災害廃棄物処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説したガイド)	
災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)		災害廃棄物対策グッドプラクティス集 (災害対応において災害廃棄物処理が迅速に進んだ等のグッドプラクティス事例を収集・整理したもの)	
防衛省・自衛隊との連携		災害廃棄物の島外搬出実証試験モデル事業報告書 (令和4年度に離島から災害廃棄物を搬出することを想定して実施したモデル事業の報告書)	
国の補助スキームについて(補助金)		災害廃棄物の再生利用事例集 (東日本大震災以降に取り組まれた災害廃棄物の有効利用に関する事例及びこれまでの検討を調査し、課題や優良事例を整理したもの)	
大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会 災害廃棄物処理モデル事業		災害発生時における廃棄物処理の注意点 (H27年に作成したパンフレットの改訂。被災地で作業する方(被災者、ボランティア、解体業者等含む)向けに作成しているもの)	